

第221回国会重要法律解説——成立法律の概要と実務への影響

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要

前出入国在留管理庁政策課付
佐藤祐矢 Yuya Sato

Ⅰ はじめに

令和8年5月29日、第221回特別国会において、出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第32号。以下「本法律」という。)が成立し¹、同年6月5日、公布された。

本法律は、我が国における出入国管理の現状等に鑑み、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律²の一部を改正し、査証を必要としないこととされている外国人で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについて、認証を受けたことを上陸の

ための条件とするとともに、当該認証を受けた場合には上陸許可の証印に代わる措置を可能とする制度の創設等(以下「電子渡航認証制度の創設」という。)を行うほか、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額の上限額を引き上げる等の措置を講ずるものである。

なお、本稿中意見にわたる部分については、筆者の私見である。

Ⅱ 改正に至る経緯等

1 電子渡航認証制度の創設について

我が国は、観光立国の実現を目指し、2030年までに訪日外国人旅行者数を6000万人とする目標を掲げ、その達成に向けた取組を推進しているところ、短期滞在の在留資格に係る新規入国者数は、令和7年に約3846万人と過去最高

1 本法律の法律案は、令和8年3月10日の閣議決定を経て第221回特別国会に提出された後、同年4月28日、衆議院本会議で可決され、同年5月29日、参議院本会議で可決された。なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において附帯決議がなされている。

2 この法律は、入管法2条5号口に該当する旅券を所持する外国人であって、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合には、その旅券に査証を要しないとするものである。この法律の趣旨は次のとおりである。すなわち、入管法2条5号は、同5号口の政令で定める地域の権限のある機関の発行した同号イに掲げる文書に相当する文書を旅券として取り扱っているが、当該地域については、日本国政府が、当該地域との間で国際約束をし、又は当該地域に対し通告を行うことができないことから、同号口に該当する旅券を所持する外国人は、入管法に規定する「国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人」(査証免除取決め等により査証が免除されている国の外国人)に該当しない。そこで、この法律により、査証免除取決め等により査証が免除されている国の外国人と同様に取り扱うこととするものである。なお、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律施行令において、この法律の政令で定める外国人として、台湾の権限のある機関が発行した入管法2条5号口に該当する旅券を所持する台湾の居住者であって、我が国に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものを定めている。